

さ 国 協 第 1 6 号

令和 3 年 1 2 月 2 7 日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市国民健康保険運営協議会

会長 柴田



さいたま市国民健康保険税率等の見直しについて（答申）

令和3年12月16日付け、保福国第3944号の諮問事項について、
別紙のとおり答申します。

担当 保健福祉局福祉部国民健康保険課
国保事業係 坂西、小澤、福島
直通 048-829-1276
FAX 048-829-1938
Eメール：kokumin-kenkou@city.saitama.lg.jp



答 申 書

当協議会は、このたびの「さいたま市国民健康保険税率等の見直しについて」の諮問に対し、さいたま市の厳しい財政状況と被保険者の保険税負担を勘案の上、協議を重ねた結果、次のとおり答申します。

1 令和4年度国民健康保険税率等

(1) 課税限度額について

次のとおり改定することが適当である。

基礎課税額	65万円（改定）
後期高齢者支援金等課税額	20万円（改定）
介護納付金課税額	17万円（改定なし）

(2) 国民健康保険税率について

次のとおり改定することが適当である。

ア 基礎課税額の保険税率

所得割	7.26%（改定）
被保険者均等割	30,900円（改定）

イ 後期高齢者支援金等課税額の保険税率

所得割	2.42%（改定）
被保険者均等割	9,900円（改定）

ウ 介護納付金課税額の保険税率

所得割	2.17%（改定）
被保険者均等割	10,900円（改定）

2 本協議会の意見

保険税収入は国民健康保険財政の根幹をなすものであり、安定的な財政運営のためには保険税率等の見直しは不可欠である。

均等割の引き上げについて、段階的な引き上げになることは理解するが、引き上げを抑制すると、将来に負担を先送りすることになるので、今後の引き上げにあたっては、この点も十分に考慮し検討されたい。